

指定訪問介護

身体介護	サービスに要する時間	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満	2時間以上 2時間半未満	2時間半以上 3時間未満	3時間以上
	自己負担額(1割)	249	395	577	660	743	826	826 30分毎に83円増

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上					
	自己負担額(1割)	182	224					

通院乗降介助

	自己負担額(1割)	時間に関わらず片道	98	
--	-----------	-----------	----	--

加算	特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%		国が定めた地域でサービスを提供する場合に加算
	訪問介護初回加算	200		新規でサービスを利用し、サービス提供責任者が訪問介護員のサービス提供に、同行・支援した場合に加算
	緊急時訪問介護加算	100		利用者またはその家族からの要請に基づき、ケアマネと連携し予め計画された以外の指定訪問介護を緊急に行った場合に加算
	訪問介護生活機能向上連携加算(I)	100		サービス提供責任者と訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が同行し、共同で行ったアセスメント結果に基づき「訪問介護計画」を作成した場合に加算

訪問型独自サービス(介護予防訪問介護相当サービス)

支給区分	訪問型独自サービスI (1月につき週1回 程度の訪問)	訪問型独自サービスII (1月につき週2回 程度の訪問)	訪問型独自サービスIII (1月につき週2回を 超える程度の訪問)	訪問型独自サービスIV (1月の中で1回から 4回までの訪問)	訪問型独自サービスV (1月の中で5回から 8回までの訪問)	訪問型独自サービスVI (1月の中で9回から 12回までの訪問)
自己負担額(1割)	1,172	2,342	3,715	267	271	286

加 算	訪問型独自サービス特別地域加算	所定単位数の15%	国が定めた地域でサービスを提供する場合に加算
	訪問型独自サービス初回加算	200	新規でサービスを利用し、サービス提供責任者が訪問介護員の サービス提供に、同行・支援した場合に加算
	訪問型独自サービス緊急時加算	100	利用者またはその家族からの要請に基づき、ケアマネと連携し 予め計画された以外の訪問型独自サービスを緊急に行った場合に加算